

令和 2 年

第 2 回定例会

南多摩斎場組合議会会議録第 2 号

10月22日(木曜日) 南多摩斎場待合室212、213号室

出席議員(10名)

1 番	相澤 耕太	2 番	鈴木 勇次
3 番	佐々木 智子	4 番	佐藤 伸一郎
5 番	きりき 優	6 番	渡辺 しんじ
7 番	池田 英司	8 番	田島 きく子
9 番	島谷 広則	10 番	池田 利恵

出席説明員

管理者	石阪 丈一	副管理者	石森 孝志
副管理者	高橋 勝浩	副管理者	阿部 裕行
副管理者	大坪 冬彦	監査委員	石田 等
会計管理者	小田島 一生		
八王子市		八王子市	
市民部長	平野 三津雄	斎場事務所長	大塚 哲二
町田市		町田市	
市民部長	樋口 真央	市民総務課長	中村 考志
多摩市		多摩市	
くらしと文化部長	須田 雄次郎	コミュニティ・生活課長	齋藤 友美雄
稲城市		日野市	
市民部長	小林 卓美	市民課長	森 直美
日野市		日野市	
環境共生部長	小笠 俊樹	環境保全課長	佐藤 伸彦

出席事務局職員

事務局長	宮崎 慶三	主査	三森 威典
主査	大野 達司	速記士	波多野 夏香

10月22日(木) 議事日程

午後2時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 第4号議案 令和2年度(2020年度)南多摩斎場組合会計補正予算(第1号)
- 第 5 第5号議案 南多摩斎場組合議会議員等の報酬に関する条例及び南多摩斎場組合管理者等の給料に関する条例の一部を改正する条例

- 第 6 認定第 1 号 令和元年度（2019年度）南多摩斎場組合会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 行政報告 令和3年度（2021年度）南多摩斎場組合事業運営計画について
- 第 8 行政報告 新型コロナウイルス等による死亡者の火葬対応について

会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

午後1時48分 開会

○議長（相澤耕太） これより令和2年第2回南多摩齋場組合議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

◇

○日程第1
会議録署名議員の指名

○議長（相澤耕太） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、南多摩齋場組合議会会議規則第43条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。
4番 佐藤伸一郎議員
5番 きりき 優議員

◇

○日程第2
会期の決定

○議長（相澤耕太） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日とすることに決しました。

◇

○日程第3
諸報告

○議長（相澤耕太） 日程第3、諸報告。事務局長に諸般の報告をさせます。
宮崎事務局長。
○事務局長（宮崎慶三） ご報告申し上げます。
令和2年10月8日、管理者から令和2年第2回南多摩齋場組合議会定例会を10月22日に招集する旨の告示がなされ、同時に付議される管理者提出の議案3件の送付を受けましたので、議員各位に参集通知と併せてご送付いたしました。
次に、本定例会の招集に伴い、地方自治法第121条

の規定により、管理者に出席要求いたしました。
以上で報告を終わります。

○議長（相澤耕太） 事務局長の報告は終わりました。

◇

○日程第4
第4号議案 令和2年度（2020年度）南多摩齋場組合会計補正予算（第1号）

○議長（相澤耕太） 日程第4、第4号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石坂管理者。

○管理者（石坂丈一） 皆さん、大変お忙しい中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、第4号議案 令和2年度（2020年度）南多摩齋場組合会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額は変更せず、歳出における各項目の増額及び減額を行うものでございます。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） ご説明申し上げます。

補正予算書の4ページ、5ページをお開きください。

第2款、総務費47万1,000円の増額は、南多摩齋場利用者の利便性向上の観点から、事務局の外線電話を1回線から2回線に増設するために、構内交換設備等を改修することに伴う増額でございます。

次に、第3款、衛生費47万1,000円の減額は、火葬業務委託料金額が確定したことにより減額するものでございます。

説明は以上となります。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

5番 きりき優議員。

○5番（きりき優） 今回、電話回線が1回線から2回線に増えるということで、以前、私もこの議会の中で、市民の声として回線を増やしてほしいという声が

あるよということをお話ししていただきましたので、迅速に対応していただいているということは評価することなのかと思っっているんですが、今回、金額が47万1,000円ということで、1回線から2回線に増やすに当たって47万1,000円、多分、イニシャルコストだと思うんですけども、少し金額的に高いのかなという印象を受けるんですが、そのあたりの内訳の説明をお願いいたします。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） 内訳を申し上げますと、1回線増やすことに伴う、じかに関係する外線サブユニットというのがございますが、それが大体3万円弱、それから、今回、増やすことによって、当然事務局職員は限られていますので出られない場合もあって、ただいま出られません設定等を行う音声メールセットというのがありますけれども、それが38万円程度かかってしまうと。それから、工事費そのものは6万円強というようなことでございます。

それからあともう一つは、相手がNTTですので、競争入札ということがなかなかできないので、これそのものが安いのか高いかというのは、なかなか判断しがたいところがございます。

○議長（相澤耕太） 5番 きりき優議員。

○5番（きりき優） 分かりました。私もこれが高いのか安いのかというのは、正直分からないところがあるんですけども、しっかりと算定された結果、こういった数字が出てきたということで理解をいたしました。

これからも市民の声を聞きながら迅速に対応していただければと思います。ありがとうございます。

○議長（相澤耕太） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第4号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第5

第5号議案 南多摩斎場組合議会議員等の報酬に関する条例及び南多摩斎場組合管理者等の給料に関する条例の一部を改正する条例

○議長（相澤耕太） 日程第5、第5号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、第5号議案 南多摩斎場組合議会議員等の報酬に関する条例及び南多摩斎場組合管理者等の給料に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、議会議員等の報酬及び管理者等の給料の支給方法について一括して改正するため制定するものでございます。

詳しくは、事務局長から説明させます。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） ご説明申し上げます。

現行の南多摩斎場組合の議会議員等の報酬及び管理者等の給与の支払い期間につきましては、就任した月からその職を離れた日の属する月までとなっておりますが、各組織市での規定に倣い、就任した日から職を離れた日までに改めるとともに、死亡によりその職を離れたときは、その日の属する月まで支給するよう規定するものでございます。

施行日は、令和3年4月1日でございます。

説明は以上となります。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案の質疑を許可します。

2番 鈴木勇次議員。

○2番（鈴木勇次） 事前に、この件については連絡もいただきまして、日額にしたいという趣旨での変更だと思います。ただ、1点、第5条が削除されておりまして、非常勤の職員の報酬についての規定が見当たらなくなっているんですが、この件についてはどういうふうに考えているのかということと、ちょっと私は

分からないんですが、日額として500円以内で管理者が定めるといふふうになっているんですが、この金額というの、日額という点で1日の費用というふうにも読めてしまうんですが、私がちょっと分からない点なんですが、どういう規定だったんでしょうか。今までの規定も含めてご説明いただけたらと思います。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） 第5条、議員及び監査委員以外の非常勤の職員の報酬ということでございます。実は、私ども、この議会議員等の報酬に関する条例を精査しているときに、今、鈴木議員がおっしゃったように、これは何なのということで、はっきり言って、監査委員以外の非常勤職員というのは、南多摩斎場組合には存在いたしません。

ですから、かつてそういうような立場の方が存在したかもしれませんが、現状、そういう方が存在する可能性はありませんので、この規定を削除したということでございます。

ですから、ご質疑の、どういう場合の規定かということについては、かつてのことで、ちょっとよく分からないというのが実情でございます。

○議長（相澤耕太） 2番 鈴木勇次議員。

○2番（鈴木勇次） 分かりました。金額的にもこういう金額でよかったのかどうかというのが、今日的に非常に疑問に思った点なものですから。

それと、今後、非常勤を臨時的に雇うような場合というのはあり得ないというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） 現状、南多摩斎場組合事務局には会計年度任用職員という非常勤の公務員がおります。ですから、それは別規定で定められておまして、それ以外に非常勤職員を雇うことは想定しておりません。

○議長（相澤耕太） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第5号議案を採決いたします。本案は原案のとおり

決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○日程第6

認定第1号 令和元年度（2019年度）南多摩斎場組合会計歳入歳出決算認定について

○議長（相澤耕太） 次に、日程第6、認定第1号を議題といたします。

本件について、管理者から説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、認定第1号 令和元年度（2019年度）南多摩斎場組合会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

組合会計の収支につきましては、斎場の安定的運営と適正な予算執行に努め、歳入は予算現額3億910万3,000円のところ、決算額は3億1,155万542円ございました。

歳出につきましては、予算現額3億910万3,000円のところ、決算額は2億9,694万4,751円ございました。その結果、1,460万5,791円を翌年度へ繰り越す決算となりました。

なお、火葬件数につきましては、平成30年度より252件多い年間7,628件、1日平均で25.2件、火葬炉稼働率は93.2%でございました。また、式場利用につきましては、年間884件、利用率は97.6%でございました。

詳しくは、事務局長から説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） それでは、ご説明申し上げます。

決算書の12、13ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

第1款、分担金及び負担金、第1項、負担金、目の1、負担金1億9,104万3,191円は、組織市からの負担金でございます。

各市の負担内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。

第2款、使用料及び手数料、第1項、使用料、目の

1、斎場使用料1億542万5,000円につきましては、組織市外の死亡者で12歳以上494体、及び胎児等13体の火葬室使用料と、式場884件、通夜の待合室598件、霊安室1,313件分の使用料でございます。

なお、12歳以上の火葬494体には、東日本大震災等による帰宅困難を理由とした使用料の免除1体が含まれております。

次に、同項、目の2、総務使用料46万8,710円は、売店使用料、職員駐車場使用料などでございます。

第3款、財産収入、第1項、財産運用収入、目の1、利子及び配当金238円は、職員退職手当基金積立金利子でございます。

14、15ページをお開きください。

第4款、繰越金、第1項、繰越金、目の1、繰越金1,426万5,809円は、平成30年度からの繰越金でございます。

第5款、諸収入、第1項、預金利子、目の1、預金利子982円は、南多摩斎場組合会計口座等の預金利子でございます。

同款、第2項、雑入、目の1、雑入34万6,612円は、空きビン売却料、売店電気代などの雑入でございます。

なお、全国市長会個人年金共済制度運営費2,475円が収入未済として令和2年度に繰越しとなります。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

16、17ページをお開きください。

第1款、議会費、第1項、議会費、目の1、議会費でございます。

節の1、報酬215万4,000円は組合議員の報酬でございます。

節の11、需用費11万9,079円は、議会会議録の印刷製本費などでございます。

節の12、役務費10万1,680円は、議会会議録の筆耕翻訳料でございます。

第2款、総務費、第1項、総務管理費、目の1、一般管理費でございます。

節の1、報酬881万5,200円は、正副管理者給与及び組合採用の嘱託員報酬でございます。

節の2、給料、節の3、職員手当等、節の4、共済費は、常勤職員5名の人件費でございます。

節の9、旅費1万1,140円は、事務局職員の出張旅費でございます。

18、19ページをお開きください。

節の11、需用費74万2,276円は、事務用消耗品費、埋火葬許可証やパンフレットの印刷製本費などがございます。

節の12、役務費28万9,055円は、電話代、郵送料等の通信運搬費、自動車の保険料などがございます。

節の13、委託料334万8,186円は、予約受付を行うインターネット受付システム保守点検業務委託料、町田市への会計事務委託料、地方公会計支援業務委託料など、事務局業務に係る委託料でございます。

節の14、使用料及び賃借料132万1,130円は、複写機、電話機の借上料などがございます。

節の18、備品購入費12万1,880円は、業務システム等のサーバーを収納するサーバーラック購入費で、需用費からの流用で対応いたしました。

節の19、負担金補助及び交付金5万2,100円は、都市公平委員会負担金でございます。

節の25、積立金80万7,851円は、職員退職手当基金積立金などがございます。

同款、第2項、監査委員費、目の1、監査委員費、節の1、報酬28万8,000円は、監査委員の報酬でございます。

20、21ページをお開きください。

第3款、衛生費、第1項、保健衛生費、目の1、斎場費でございます。

節の11、需用費8,724万3,671円は、火葬台車保護剤などの火葬業務用品や、待合室で使用するお茶、トイレトーパーペーパーなどの消耗品費、火葬用の灯油代などの燃料費、電気料、上下水道料の光熱水費や、火葬炉設備や建物、設備等の修繕でございます。

節の12、役務費30万272円は、式場・待合棟のカーテン洗濯手数料、建物の損害保険料でございます。

節の13、委託料1億1,979万4,366円は、火葬業務及び火葬棟、待合棟及び式場棟の維持、管理に係る委託料でございます。

節の14、使用料及び賃借料58万7,550円は、トイレ防臭器の借上料などがございます。

節の15、工事請負費2,750万円は、火葬棟二酸化炭素消火設備更新工事に要した費用でございます。

22、23ページをお開きください。

第5款、予備費は使用することがございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。

監査委員から決算審査意見書が提出されておりますので、報告をお願いいたします。

石田監査委員。

○監査委員（石田等） 令和元年度（2019年度）南多摩斎場組合会計歳入歳出決算につきまして、監査委員の意見を申し上げます。

令和2年8月6日、南多摩斎場において、池田英司監査委員と共に決算審査を行いました。

審査に当たりましては、南多摩斎場組合管理者から提出されました決算書及び関係書類に基づき、歳入歳出関係の諸帳簿を照合審査いたしました。その結果、決算計数はいずれも符合しており、誤りのないことを確認いたしました。

さらに、予算の執行につきましては、予算書に定められました目的に従い、おおむね適正に執行されていることを認めました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（相澤耕太） 監査委員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案の質疑を許可します。

5番 きりき優議員。

○5番（きりき優） では、1点、20ページのところの衛生費なんですけれども、令和元年度というところ、ちょうどコロナの影響が出始めた頃で、先ほどの事務局長のご説明の中で、衛生費の中でお茶を出している経費も含まれているよというお話だったんですが、現在、火葬中の休憩室の無料のお茶の提供は止まっているのかと思うんですけれども、そのあたりの状況と今後の方向性について、ご説明をお願いします。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） まず、決算に関する質疑ということでお受けしますと、2019年度、令和元年度に関しましては、お茶の執行がございましたので決算では載っているということでございます。

それから、現在のお茶の提供ですが、お茶碗等からの感染のリスクを考慮して、現在、提供はしておりません。今後については、いろんな状況の変化を見定めながら、どうするかを考えてまいりたいと思います。

○議長（相澤耕太） 5番 きりき優議員。

○5番（きりき優） ありがとうございます。市民の方からも、お茶がなくなって、ちょっと不便だというようなご意見もございましたので、お声を聞いていただいて、もしできることがあるようであれば、ぜひ提

供をお願いしたいと思います。

○議長（相澤耕太） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

認定第1号 令和元年度（2019年度）南多摩斎場組合会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本件は原案のとおり認定することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり認定されました。

○日程第7

行政報告 令和3年度（2021年度）南多摩斎場組合事業運営計画について

○議長（相澤耕太） 日程第7、行政報告、令和3年度（2021年度）南多摩斎場組合事業運営計画についてを議題といたします。

本件について、管理者から報告を求めます。

宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） それでは、令和3年度（2021年度）南多摩斎場組合事業運営計画について、資料でご説明申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。

青色で示しているところが令和3年度の計画となります。

まず、年間火葬件数ですが、今年度の火葬件数見込み7,550件に対して2%の増加を見込み、7,701件となりました。1日当たりの平均火葬室稼働件数は約25.7件となります。

次に、表中段の式場別利用件数でございます。第一式場につきましては、直近1年間の実績や稼働日数、利用件数の減少傾向を考慮し、246件、第二、第三式場につきましては、直近1年間の実績で299件を見込んでおります。

一番下にごございます霊安室の利用件数につきまして

は、直近1年間の実績の98%で1,198件を見込んでおります。

説明は以上でございます。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの行政報告に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） これをもって質疑を終結いたします。



○日程第8

行政報告 新型コロナウイルス等による死亡者の火葬対応について

○議長（相澤耕太） 日程第8、行政報告、新型コロナウイルス等による死亡者の火葬対応についてを議題といたします。

本件について、管理者から報告を求めます。

宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） それでは、新型コロナウイルス等による死亡者の火葬対応についてご報告いたします。

お手元の資料でご説明申し上げます。

最初に、南多摩斎場の火葬方針についてでございます。

火葬許可証に記載される死因が新型コロナウイルスを含む一類感染症等である場合、及びその疑いがある場合につきましては、斎場利用者及び従事職員の感染防止対策として、2020年3月2日から次の方針で火葬対応を行いました。

1点目として、遺体を非透過性納体袋に収容、密封し、また、収容、密封後に納体袋の表面を消毒していただきます。2点目として、棺は開けず、そのままの状態で行います。3点目として、火葬受入れは、死亡者が組織市住民の場合に限り、1日1件までといたします。4点目として、予約時間にかかわらず、実際に火葬を行う時間については、当日の火葬が全て終了し、他の葬家がお帰りになってから行います。5点目として、葬家の参列はお断りし、収骨は火葬業務従事職員が行い、骨壺は葬祭業者に引き渡します。このことにつきましては、当初、10名以内の参列を火葬炉前まで認めていましたが、感染防止対策をよ

り徹底させるため、5月1日から変更したものでございます。6点目として、火葬業務従事職員は感染防止の観点から、防護ガウン、マスク、ゴーグル、手袋を着用いたします。

最後に、霊安室、式場利用はお断りします。

次に、新型コロナウイルス等及びその疑いによる死亡者の火葬件数についてですが、2020年10月22日現在、表のとおりとなっております。

説明は以上です。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの行政報告に対する質疑を許可します。

10番 池田利恵議員。

○10番（池田利恵） 行政報告ということで、この間、新型コロナウイルスということで、日本のみならず世界的に大きな騒ぎを起こしているわけなんですけれども、当初の、感染症というのは基本的に国民全体の死亡者を増すと考えたときに、全体を比較して、どのように対処していくかということが導き出されるかというふうには存じるんですけれども、この葬儀場、火葬場における、こういった従来の形の葬儀の仕方や対応の仕方を変化させるということに関しては、何か、ここ独自でこういうものをつくっていったのか、それとも何らかの形の指導があって、このようなことに相なっているのか。

そしてまた、これはいつまで続くのかということに関して、まずお伺いさせていただきます。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） まず、この方針については、何か指導、通知があったのかという点につきましては、直接的な指導、通知はございませんが、厚生労働省のほう、また、東京都のほうで、この新型コロナウイルスに対する対処のマニュアル、Q&Aが出てまいります。その際に、火葬業務従事者に関しては、先ほど申し上げました死体を非透過性納体袋に入れて消毒する、それから、火葬職員はガウン、ゴーグル等、防御する、そういったことに触れております。そういうことを参考にしながら方針をつくり上げていったところでございます。

それから、あわせて、そこで表現し切れないもの、例えば、葬家の対処の仕方、そういったものについては、感染のリスクをはかりながら、他の斎場の例に倣い、方針を時に変え、定めていったということでございます。

○議長（相澤耕太） 10番 池田利恵議員。

○10番（池田利恵） これは、議長において精査されるべきか、私をご指摘してよろしいでしょうか。

今2つということで……。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） すみません、答弁漏れがございました。

今後についてでございますが、今後についても、先ほど申し上げたとおり、感染症に対する法律上の位置づけとか、それから、判明している事実とか、そういったことを見極めながら、変化させたり維持したりということも考えてまいりたいと思います。

○議長（相澤耕太） 10番 池田利恵議員。

○10番（池田利恵） ありがとうございます。この感染症に関しましては、当初、政令の扱いとして、二類、そしてまた一類相当という形で対応がされたと思うんですけども、つい数日前ですか、五類相当に。というのも、基本的に、皆さん、ほぼご存じだと思うんですけども、例年の季節性のインフルエンザに関しましては、同じ感染症と名前がついていながら、大体平均、昨年3,200人、その前の年は3,200ちょっと欠けるぐらい、3年前がちょっと少なくて2,580ぐらいだったと。

今現状、ほぼ厚労省の通達によりまして、全国で、例えば、がんで死のうが、脳卒中で死のうが、何で死のうが、PCRで陽性ということであれば感染症に特定する、認定するというような形になっているので、今カウントされている数自体も実質的には相当絞られてくると思うんです。

そういった全体状況の中、季節性のインフルエンザよりも3分の1ぐらいの死亡者であるというのが現状のカウントです。しかも、インフルエンザに関しては、今、検査をしないというような形で、ほぼほぼ、このコロナというような形を前提に来ているという中で、ここの当該南多摩斎場というのも、基本的に地方分権とか地方主権とか、地域で全体の状況を見ていきながら在り方を考えるというような視点も持ち合わせ、そして、国の動向も併せ持って、一体どうなのかというようなことをしっかりと意見具申していかないと、ただ単に事務事業だけやっているというようなことだったら、もうちょっと別の効率的な、財政的にもやり方というものもあるやもしれないというふうに思うんです。

そういった意味で考えて、私もつい、本当に先日、

今月、自分の父を亡くして、その最期に会えない、こういった書かれているような、人間の最期、終わるときに、ただ単に声が大きく騒がれていて、実質的なところを見ていくと、科学的に検証していくと、例年の季節性のインフルエンザのほうがはるかに、3倍も多いというような中で、一体このままこの状態をどこまで続けていくのかということに関しては、ただ単に上の意向を、この検証もしないで、ああ、そうですかという形で聞いているということだけではなく、やはり地域の皆様方が、私のところにも多くそういった声が寄せられておるんですけども、本当に最期のお別れをきちんと執り行いたいとか、従来の方になぜ戻っていかないのか、その辺のところはどういうふうに考えているんだというような、科学的な検証をするべき時期が来ているかなと思いますので、本日の行政報告の中で、たまたまこういった特殊な、かつてないような状況でお迎えし、お見送りしているというような状況をなるべく早めに解消すべく、やはり数自治体で構成しているわけなんですけれども、お亡くなりになる方、そしてまた、見送られる方々の心情を察していきつつ、ぜひ通常どおりの形に少しずつ戻していくような声というか、ご努力を、科学的な見地をきちんと検証していきながら進めていっていただきたいと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） まず、先ほど新型コロナウイルスの類型づけをされましたが、現在、正確には二類感染症相当の指定感染症ということになっております。この方針でも、新型コロナウイルスだけを取り出してではなく、新型コロナウイルスを含む一類感染症等、つまり、一類、二類、三類、それから新型インフルエンザ等、それを含んだものを同じ対象としていて、現実には新型コロナウイルスによる死亡者しか出ていないという現状でございます。

私が今、一類感染症等というと、例えば、死体の移動制限が可能になったり、24時間以内の火葬が可能になるという、ほかの感染症とは別の取扱いとなっております。そういうところを前提として感染防止に取り組む火葬上の対応として現在の方針が定められているところでございます。

先ほど議員がおっしゃったように、五類感染症に指定するような話も出ております。そういった変化があった場合、さらに私どもがどう対応していくかというのは、今ご指摘があったようなことも含めて検討し

てまいるというようなことかと思えます。

○議長（相澤耕太） 10番 池田利恵議員。

○10番（池田利恵） 私も五類感染症並の形に引き下げていこうではないかということに関しては、数日前に確認したばかりでございますので、また改めて私のほうから書類を持ってご報告は申し上げたいというふうに思います。

いずれにせよ、私の申し上げたいことというのは、現状、私たちの身の回りにある実態というものを科学的に検証していきつつ、いらっしゃる方々の、使用される方々の心情に沿った対応をするような形で、いろんな情報に目を向けていきながら、ぜひ進めていただきたい、そういった思いでございますので、何とぞ、その辺の情報収集も含めてよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（相澤耕太） 2番 鈴木勇次議員。

○2番（鈴木勇次） 関連してなんですけれども、亡くなられた方で、死亡診断書に明らかに陽性の方がいれば、これは間違いのないわけなんです、ここでは疑いを含むということで、そういう方々についても同じ扱いをするということになっております。

この疑いを含むというのは、どういう方々を指していらっしゃるのかということが、ちょっとよく分からないんです。死亡診断書に、医師が疑いがあるということで記載がされているものであるならばPCR等を行えばいいのではないかというふうに思うんですけれども、それがなされていないので疑いを含むというふうに記されているんだろうと思いますけれども、肺炎で亡くられる方というのは、かなり大勢の方々が亡くられるわけですから、そういう方々が全部検査ができないので、疑いがあるという形で記されているものなのかどうか、その辺の判断というのはどういうふうになさっているのかということの説明をいただければありがたいと思います。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） まず、後段で鈴木議員がおっしゃいました、肺炎が全て疑いがあるというような対応は取っておりません。あくまでも火葬申込みの際に疑いがあるということが申告された場合で、これは実はいろんなケースがございます、PCR検査をやっているんだけど、やる前に火葬しなければならない、それから、これは私は細かな事情は分かりませんが、警察案件になっていると、PCR検査が1か月後になってしまうという報告をいただいたも

のもあります。

それから、陰性だったんだけど、医者から新型コロナウイルス感染の可能性があるので注意をしてやってほしい、そのような場合も、これは疑いがあるというような場合で、これは医師とか、あるいは客観的な状況から、PCR検査をやっている結果が分からないということは疑いがあるということですから、新型コロナウイルス感染に準じた火葬で行った、そういったものが、この疑いがあるということの中身でございます。決して私どもが主観的な判断で行ったものではございません。

○議長（相澤耕太） 2番 鈴木勇次議員。

○2番（鈴木勇次） そうすると、申込者からも含めて、疑いがあるんですよというような申込みがあった場合には、そういう対応をさせていただいているということで、恐らく亡くなられるときには医師が立ち会っているんだと思うんですけれども、そういう客観的な、ある意味では、根拠に基づかないというような形でこういう処置が取られているというふうにも理解できるんですけれども、家族の心配があるからというようなことで処置をしているというような、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） むしろ家族の方というよりは、医師の診断で注意をしてやってほしいというようなお話です。現実には、この表には出ていませんけれども、疑いがあるけれども、火葬前にPCR検査で陰性が分かったという場合は通常の火葬で行っております。ですから、あくまでも医師等により感染の疑いがある、そのような場合については、疑いがあるので、感染防止にのっとった火葬を行うということでございます。特にこれは4月の下旬ぐらいに非常に多くて、PCR検査がなかなか間に合わなかったことで、火葬を先にやらなきゃいけないみたいなことが、どうも多かったように思います。

○議長（相澤耕太） 2番 鈴木勇次議員。

○2番（鈴木勇次） 今後の問題なんですけれども、今、池田議員さんからもお話がありました。感染をしてから発症をして、恐らく5日程度たてば感染力は非常に弱まるということも言われて、今、隔離の問題についてもそういう対応がなされております。死者の場合については、どういうふうなデータがあるのかということが私は分かりませんが、感染力との関係で、そういうデータもそろっているのであれば、恐ら

く病院から直接火葬場のほうに持ち込まれて、家族がお別れするような機会が失われている場合が多いんだと思うんです。

ここでも当初はお別れのために火葬場内への家族の立会いも可能だったわけですがけれども、それも駄目になっちゃっているということになると、その辺の配慮というのは一定程度必要になってくるんだと思うんです。恐らく死者であるならば感染力というのも急激に低下しているんだろうと一般的には思うわけですがけれども、そこについてのデータも含めて、これは、ここだけでなかなか決められないという要素もありますけれども、そういうデータもそろえて対応していただきたいというふうに思っているところです。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） おっしゃいましたいろんなデータをそろえてということは、今後、厚生労働省から様々なデータが出てくると思いますので、そういうことも今後、方針に当たって十分考える事項かと思えます。

ちょっと付言させていただきますならば、先ほど非透過性の納体袋で消毒をするということで、死体からの感染の可能性とすると体液が飛沫するところですので、もちろん、死者はくしゃみをしませんので体液が漏れるというところに触ってしまうというところが一番のリスクですので、それは非透過性納体袋に入れれば済みます。

それとともに、葬家の皆様が感染していないとはいえない、そこから火葬する職員、また、他の葬家が感染をして火葬場機能が止まってしまうようなことがあってはいけないということが、5月1日から強化した点でございます。

そこをひとつご理解いただいて、葬家の立会いをさせないというのは、率直に言って、私ども職員も含めて断腸の思いです。ただ、そこでクラスターが発生して火葬が止まるようなことが一番あってはいけないことなので、その点を避けるということで今回の措置になっていて、今後の知見で、それは随時見直していくものだというふうに考えております。

○議長（相澤耕太） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） これをもって質疑を終結いたします。

以上で行政報告を終わります。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしますし

た。

本定例会に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じたいと思います。

これをもって令和2年第2回南多摩斎場組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 相 澤 耕 太

署名議員 佐 藤 伸 一 郎

署名議員 き り き 優